

○議長（吉田敏郎）

日程第9 発議第2号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

佐々木昇議員。

○2番（佐々木昇）

それでは、議案を朗読いたします。

発議第2号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月3日提出、提出者、開成町議会議員、佐々木昇、賛成者、同、湯川洋治、同、石田史行、同、井上三史。

提案理由、新庁舎移転に伴う議会議場設備の変更により、表決方法等を改正したので、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

今回の一部改正については、提案理由にもあるとおり、新庁舎移転に伴う議会議場設備の変更に伴い、表決方法等を改正するものです。

それでは、次ページをお開きください。

開成町議会規則第 号。

開成町議会会議規則の一部を改正する規則。

開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、改正する規定ですが、まず第8条第3項の規定です。会議の開始は、改正前の「電鈴」で報ずるを、改正後は、会議の開始は電鈴からブザー音に変更するため「号令」で報ずると改正するものです。続いて、第79条の規定です。表決方法を変更するものですが、まず見出しを「起立による表決」から「電子表決システム等による表決」に改正し、第1項では、可否結果については起立方式から電子表決システムに変更するものです。第2項は新設となります。電子表決システムによる方法を規定したものです。第3項も新設となります。議長は必要があると認めるときは、起立方法もとることができる規定となっております。第4項は、改正前の第2項を、第4項へ繰り下げるものです。第85条では、ただし書きで規定している表決方法を、起立方式から電子表決システムに改正するものです。

附則となりますが、この規則の施行日は、新庁舎の供用開始となる令和2年5月7日とするものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

発議第２号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、
原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって可決されました。